

競争的資金等の運営管理および適正管理に関する規程

平成 29 年 05 月 20 日 制定

平成 29 年 05 月 20 日 施行

平成 29 年 07 月 23 日第 5 条から第 7 条削除

平成 30 年 08 月 01 日 改定

(目的)

- 第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、P a M e L a 株式会社（以下「P a M e L a」という。）における競争的資金等（以下「競争的資金等」という。）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定め、研究機関としての P a M e L a の説明責任を果たし、P a M e L a に所属する従業員等の研究活動を支援することを目的とする。
- 2 本規程の運用に際しては、競争的資金等には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が国民の税金によるものであることを常に認識し、P a M e L a として国民の信頼に応えるものとする。
 - 3 競争的資金等の管理を委ねられた P a M e L a の最高管理責任者は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制の構築を図るものとする。

(適用範囲)

- 第 2 条 競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、本規程によるものとする。

(定義)

- 第 3 条 本規程において「競争的資金等」とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から、研究機関においてその資金の経理を要請されている研究資金等をいう。
- 2 本規程において「各部局等」とは、管理部と内部監査部のことをいう。
 - 3 本規程において「従業員等」とは、取締役、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマー等をいう。
 - 4 本規程において「正社員」とは、P a M e L a が定める就業規則に基づき雇用されている雇用期限の定めのない従業員をいう。

(責任と権限)

- 第 4 条 P a M e L a の競争的資金等を適正に運営及び管理するための体制及び責任と権限は責任者に関する内部規程において定める。

(相談窓口)

- 第 8 条 P a M e L a における競争的資金等に係る使用ルール及び事務手続について、P a M e L a 内外から相談を受け付ける窓口を置く。
- 2 相談窓口は、コンプライアンス推進責任者とする。
 - 3 相談窓口は、P a M e L a における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口)

第9条 競争的資金等の不正な経理等について、通報窓口を置く。

2 通報窓口における通報情報の取扱いにあたっては、公益通報者の保護等に十分な配慮を図るものとする。

(会計関係規程の適用)

第10条 競争的資金等の執行及び管理に当たっては、研究費の使用に関するルール（平成29年5月20日制定）を適用する。

(雑則)

第11条 本規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項を、別に定めることができる。

附 則

1 本規程は、平成29年5月20日から施行する。